

【感染症について】

集団での生活ですと、どうしてもご家庭にいるより感染症にかかりやすくなります。

乳幼児がかかりやすい病気の中で、最も多いのが感染症です。感染症には、風邪などの身近なものから命にかかわるようなものまで色々あります。多くの子ども達が生活をともにする保育園では、集団感染の危険性も高く、二次感染を起こしやすい環境にあります。

保育園では、学校保健法に準じ、お子さんが感染症にかかった場合、本人の健康回復と周囲の子どもたちへの感染予防のため、一定期間登園を控えることとなります。

医師の診断や治療を受けられて、病気が治り、または軽快して、他の園児にうつすおそれが無くなりましたら、別紙の「登園許可証」もしくは「登園届」に記入していただき、提出をお願いします。

●登園許可書（医師記入）

学校保健安全法第2種の場合、**出席停止**となります。医師の診察を受け登園許可証に記入してもらってください。

●登園届（保護者記入）

学校保健安全法第3種の場合、出席停止ではありませんが、まず医師の診察を受けてください。（症状により園長が必要と認めた場合は、出席停止措置をとらせていただく場合があります）

医師によって、集団生活に支障のない状態と判断されましたら、登園の際は登園届に保護者の方が記入し、持参してください。

※伝染性疾患の疑いのある場合は必ず受診し、園への報告を忘れずをお願いします。

※用紙は園に常備してあります。無くなりましたらお声かけください。

※不明な点がございましたら、職員までお問い合わせください。

感染の拡大を防ぐためにも、何卒ご協力お願い致します。

≪保護者用≫

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

登 園 届 (保護者記入)	
青菱保育園園長殿	
入所児童氏名 _____	
病名「 _____ 」と診断され、 年 月 日 医療機関名「 _____ 」におい て症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、登園いたしま す。	
保護者名 _____	印 _____

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防
ぐことはもちろん、子ども達が一日快適に生活できることが大切です。

よくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登
園届の提出をお願いいたします。なお、保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよ
うご配慮ください。

●医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	熱も口の痛みもなく、食事也十分にでき全身状態がよいこと
伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹出現前の1週間	発疹のみで熱もなく、全身状態がよいこと
ウイルス性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているため、注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事が摂れること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要）	熱も口の痛みもなく、食事也十分にでき全身状態がよいこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化してから
突発性発疹		解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
とびひ	破れた水疱（じくじくした状態）での接触感染	他人への感染のおそれがないと医師が認めた時